

平成 26 年 第 2 回定例会

千葉県後期高齢者医療広域連合議会会議録

平成 26 年 11 月 19 日

千葉県後期高齢者医療広域連合議会

平成26年第2回千葉県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録

目 次

○招集告示

第 1 号 (11月19日)

○議事日程	1
○会議に付した事件	1
○出席議員	2
○欠席議員	3
○説明のため出席した者	3
○議会事務局職員出席者	3
○開会及び開議の宣告	4
○諸般の報告	4
○広域連合長挨拶	4
○議事日程の報告	6
○議席の指定	6
○会議録署名議員の指名	6
○会期の決定	6
○議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	7
○議案第2号～議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決	8
○一般質問	34
○閉会の宣告	42
○会議録署名	43
○議案等議決結果	45

千葉県後期高齢者医療広域連合告示第30号

平成26年第2回千葉県後期高齢者医療広域連合議会定例会を次のとおり招集する。

平成26年11月4日

千葉県後期高齢者医療広域連合長 志賀直温

記

- 1 日 時 平成26年11月19日（水） 午前10時00分から
- 2 場 所 オークラ千葉ホテル 3階 エリーゼ
(千葉市中央区中央港1-13-3)

平成26年第2回千葉県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録

議 事 日 程

平成26年11月19日午前10時開会

- 日程第 1 議席の指定について
- 日程第 2 会議録署名議員の指名について
- 日程第 3 会期の決定について
- 日程第 4 議案第1号 千葉県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任について
- 日程第 5 議案第2号 千葉県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第3号 千葉県後期高齢者医療広域連合長期継続契約に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第4号 平成25年度千葉県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第5号 平成25年度千葉県後期高齢者医療広域連合特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第6号 平成26年度千葉県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）
- 議案第7号 平成26年度千葉県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 6 一般質問

会議に付した事件

- 日程第 1 議席の指定について
- 日程第 2 会議録署名議員の指名について
- 日程第 3 会期の決定について
- 日程第 4 議案第1号 千葉県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任について
- 日程第 5 議案第2号 千葉県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第3号 千葉県後期高齢者医療広域連合長期継続契約に関する条例の一部を
改正する条例の制定について

議案第4号 平成25年度千葉県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算
の認定について

議案第5号 平成25年度千葉県後期高齢者医療広域連合特別会計歳入歳出決算
の認定について

議案第6号 平成26年度千葉県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第
1号）

議案第7号 平成26年度千葉県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算（第
1号）

日程第 6 一般質問

出席議員（41名）

1番	うるま 宇留間	またえもん 又衛門	君	2番	か 加	せ 瀬	たけ 竹	じ 二	君
5番	もと 本	はし 橋	りょう 一	8番	すず 鈴	き 木	ゆう 有	君	君
11番	せい 清	みや 宮	まこと 誠	12番	いし 石	だ 田	あきら 明	君	君
13番	はやし 林	かつ 七	み 巳	14番	たに 谷	おか 岡	たかし 隆	君	君
15番	ひ 日	ぐらし 暮	えい 栄	16番	いわ 岩	せ 瀬	ひろ 洋	お 男	君
18番	えび 海老原	こう 功	いち 一	20番	さ 佐	さ 々	き 木	とよ 豊	じ 治
21番	たつ 辰	の 野	とし 利	22番	まつ 松	ざわ 澤	たけ 武	ひと 人	君
24番	すず 鈴	き 木	みき 幹	25番	たから 宝			あらた 新	君
26番	し 清	みず 水	きよ 清	27番	つか 塚	もと 本	さち 幸	こ 子	君
28番	なか 中	だ 田	しん 眞	29番	かな 金	まる 丸	かず 和	ふみ 史	君
31番	すず 鈴	き 木	えい 英	32番	あお 青	き 木	けん 建	じ 二	君
33番	き 佐	せ 瀬	きみ 公	34番	た 田	しろ 代	かず 一	お 男	君
35番	こし 越	かわ 川	あきら 哲	36番	あら 荒	い 井		ただし 正	君
38番	こ 小	はせ 早稲	けん 賢	40番	たから 寶	だ 田	ひさ 久	もと 元	君
41番	か 加	せ 瀬	よし 芳	42番	みや 宮	ぎき 崎	しょう 正	ご 吾	君
43番	あさ 浅	おか 岡	あつし 厚	44番	いし 石	だ 田	けん 謙	いち 一	君
45番	かわ 川	しま 島	ふ 富	46番	はかま 袴	た 田		しのぶ 忍	君

47番 今 関 澄 男 君
 49番 大 多 和 秀 一 君
 51番 丸 敏 光 君
 53番 大 地 達 夫 君

48番 門 口 昭 君
 50番 山 根 義 弘 君
 52番 野 中 眞 弓 君

欠席議員（13名）

3番 竹 内 清 海 君
 6番 岡 田 壽 彦 君
 9番 初 谷 智 津 枝 君
 17番 竹 内 直 子 君
 23番 安 藤 敬 治 君
 37番 宮 間 文 夫 君
 54番 伊 藤 茂 明 君

4番 池 沢 敏 夫 君
 7番 小 沢 暁 民 君
 10番 飯 島 照 明 君
 19番 菊 田 多 佳 子 君
 30番 幸 正 純 治 君
 39番 大 澤 義 和 君

説明のため出席した者

広域連合長 志 賀 直 温 君
 局 長 鈴 木 一 郎 君
 総務課長 今 井 典 史 君
 総務課長補佐 芥 藤 幸 伸 君
 資格保険料課 兒 島 誠 一 君
 給付管理課長 笈 川 孝 之 君

局 次 長 者 石 川 明 洋 君
 会 計 管 理 者
 総務課主幹 宮 辺 健 一 君
 資 格 保 險 料 課 長 補 佐 白 鳥 昭 君
 給 付 管 理 課 長 補 佐 大 滝 修 一 君

議会事務局職員出席者

議会事務局長 根 本 一 弘 書 記 加 瀬 充 男
 書 記 青 木 智 朗 書 記 木 村 伸 弘

開会 午前10時00分

◎開会及び開議の宣告

○議長（金丸和史君） ただいまから平成26年第2回千葉県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員数は41名であります。よって、定足数に達しておりますので、会議は成立しております。

直ちに本日の会議を開きます。

初めに、傍聴者及び執行部から写真撮影の申し出があり、これを許可いたしましたのでご報告いたします。

◎諸般の報告

○議長（金丸和史君） これより諸般の報告をいたします。

初めに、委員会条例第5条第1項ただし書きの規定により、加瀬竹二議員、塚本幸子議員、門口 昭議員を議会運営委員会委員に選任しております。また、副委員長には門口 昭議員が選出されましたので、ご報告いたします。

次に、会議規則第139条の辞職許可をした議員については、お手元に配布の辞職許可議員一覧のとおりであります。

次に、広域連合長から議案の提出があり、これを受理いたしました。

また、説明員として、地方自治法第121条の規定により、広域連合長及び関係する事務局職員の出席を求めていますので、ご了承願います。

本日の事務局出席者は、お手元に配布の座席表のとおりであります。

以上、報告いたします。

◎広域連合長挨拶

○議長（金丸和史君） ここで、広域連合長から発言の申し出がありますので、これを許

可いたします。

志賀広域連合長。

〔広域連合長 志賀直温君 登壇〕

○広域連合長（志賀直温君） 皆さん、おはようございます。

千葉県後期高齢者医療広域連合議会定例会が開催されるに当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

本日、広域連合議会の定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方におかれましては、公務ご多忙の中ご出席を賜り、心から感謝申し上げる次第でございます。

去る5月1日に行われました連合長選挙におきまして再選をされ、引き続き連合長の職を担わせていただいております東金市長の志賀直温でございます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

さて、平成20年度に発足をいたしました後期高齢者医療制度は、制度創設から7年目を迎え、平成25年度末の当広域連合の被保険者数は約63万8,000人となり、千葉県の人口の1割を超えるところとなりました。この間、国においては社会保障と税の一体改革ということで、今後の高齢者医療制度のあり方について議論が重ねられてきておりますが、本年10月に開催されました社会保障審議会医療保険部会におきまして厚生労働省より、制度創設時に特例的に実施をされた保険料軽減特例については、世代間、世代内の公平性の観点から見直すべきではないかといった考え方が示されたところでございます。部会では、見直すことに対しては積極的に賛成な意見と、激変緩和等を考慮すべきとの慎重な意見が出されたところでございます。

当広域連合では、制度の安定化を図る観点から、特例措置の恒久化を国に対して要望してきたところでございますが、仮に見直しがされた場合には、高齢者の方々に不安が生じないように配慮する必要があり、被保険者の皆様への説明や周知といったことなど、現場で混乱が生じないように留意することが必要であると考えております。

本日は、監査委員の選任を初め、条例、決算認定及び補正予算の計7議案を提案させていただきますので、よろしくご審議いただきご承認賜りますようお願い申し上げます。よろしくお願ひいたします。

◎議事日程の報告

- 議長（金丸和史君） 本日の議事日程につきましては、お手元に配布の議事日程表のとおりであります。
-

◎議席の指定

- 議長（金丸和史君） ただいまから本日の日程に入ります。
日程第1、議席の指定についてを議題とします。
新たに当選された議員の議席は、会議規則第4条第1項の規定により、議長において、配布の議席表のとおり指定いたします。
-

◎会議録署名議員の指名

- 議長（金丸和史君） 日程第2、会議録署名議員の指名を議題といたします。
会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議長において、大多和秀一議員、山根義弘議員を指名いたします。
-

◎会期の決定

- 議長（金丸和史君） 日程第3、会期の決定を議題といたします。
本定例会は、本日1日間にしたいと思います。
お諮りいたします。
本定例会の会期を本日1日間とすることにご異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（金丸和史君） ご異議なしと認めます。
よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（金丸和史君） 日程第4、議案第1号、千葉県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、鈴木英吉議員の退席を求めます。

〔鈴木英吉議員退席〕

○議長（金丸和史君） 提案理由の説明を求めます。

志賀広域連合長。

〔広域連合長 志賀直温君 登壇〕

○広域連合長（志賀直温君） それでは、私から議案第1号、千葉県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任について、提案理由の説明を申し上げます。

議案集の1ページをご覧くださいと思います。

本案は、広域連合議会議員から選任する監査委員について、鈴木英吉氏を選任しようとするもので、地方自治法第196条第1項の規定に基づき、議会の同意をお願いするものでございます。

ご提案申し上げます鈴木英吉氏は、現在、富里市議会議長としてご活躍をされており、学識、経験ともに大変豊かな方と存じております。

何とぞご同意を賜りますようお願いを申し上げます。提案理由とさせていただきます。

どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（金丸和史君） これより議案第1号の質疑に入りますが、通告はありませんので、質疑なしと認めます。

これより討論に入りますが、通告はありませんので、討論なしと認めます。

これより議案第1号、千葉県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任についてを採決いたします。

本案を原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金丸和史君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号は原案のとおり同意されました。

鈴木英吉議員の入場を認めます。

〔鈴木英吉議員入場〕

○議長（金丸和史君） ただいま監査委員に選任されました鈴木英吉議員が議場におられますので、ご紹介申し上げ、ご挨拶をいただきたいと思います。

〔鈴木英吉議員 登壇〕

○31番（鈴木英吉君） ただいまご紹介賜りました富里市の鈴木でございます。

このたび監査委員に選任されまして、その重責に改めて身の引き締まる思いでおります。職務遂行に際しては、監査の重要性和公平性を感じながら、慎重に職務に務めていきたいと思っておりますので、議員の皆様方のご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。私の就任の挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。（拍手）

◎議案第2号～議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（金丸和史君） 日程第5、議案第2号から議案第7号までの議案6件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

志賀広域連合長。

〔広域連合長 志賀直温君 登壇〕

○広域連合長（志賀直温君） それでは、議案第2号から議案第7号につきまして、提案理由の説明をさせていただきます。

議案集の2ページをご覧ください。

議案第2号、千葉県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

本案は、広域連合職員の給与について、県に準じて改正するものでございます。

11ページをご覧ください。

引き続きまして、議案第3号、千葉県後期高齢者医療広域連合長期継続契約に関する条例の一部を改正する条例の制定についてをご説明いたします。

本案は、長期継続契約の対象を追加するとともに、期間を変更しようとするものでございます。

13ページをご覧ください。

続きまして、議案第4号、平成25年度千葉県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定についてをご説明いたします。

決算書をご覧ください。

1ページから4ページにありますように、歳入総額17億8,582万4,409円に対し、歳出総額は16億7,251万5,232円となり、歳入歳出差引残高は3ページに記載のとおり、1億1,330万9,177円となっております。

5ページをご覧ください。

歳入の主な内訳でございますが、市町村からの分担金及び負担金が15億2,513万3,000円、国庫支出金が2,308万2,600円などとなっております。

9ページをお願いいたします。

歳出の主な内訳でございますが、2款、総務費は4億7,698万5,920円で、内容は広域連合の運営等に係る経費でございます。

15ページをお願いいたします。

3款、民生費は11億9,266万788円で、内容は特別会計繰出金及び臨時特例基金積立金でございます。

議案集の14ページをお願いいたします。

続きまして、議案第5号、平成25年度千葉県後期高齢者医療広域連合特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明を申し上げます。

決算書21ページから26ページをご覧くださいと思います。

歳入総額4,861億9,267万2,600円に対し、歳出総額は4,733億2,671万6,784円となり、歳入歳出差引残額は27ページに記載のとおり、128億6,595万5,816円となっております。

29ページをお願いいたします。

歳入の主な内訳でございますが、1款、市町村支出金は854億5,957万7,946円で、内容は、保険料等の負担金及び療養給付費負担金でございます。2款、国庫支出金は1,487億1,078万1,457円で、内容は療養給付費等の負担金及び財政調整交付金等の国庫補助金でございます。

31ページをお願いいたします。

3款、県支出金は376億1,976万3,881円で、内容は療養給付費等の負担金でございます。4款、支払基金交付金は1,963億8,419万円で、内容は現役世代からの後期高齢者交

付金です。

37ページをお願いいたします。

歳出の主な内訳でございますが、1款、総務費は11億7,288万5,835円で、内容は特別会計における事務経費でございます。

39ページをお願いいたします。

2款、保険給付費は4,593億1,268万7,855円で、内容は保険医療機関等に医療費として支払う療養給付費が大半を占めております。

43ページをお願いいたします。

5款、保健事業費は18億1,125万2,805円で、内容は市町村が行う健康診査委託料及び長寿・健康増進事業費事業補助金でございます。

8款、諸支出金は80億8,235万3,403円で、内容は療養給付費負担金等の返還金でございます。

以上、平成25年度決算の概要についてご説明を申し上げます。

なお、一般会計、特別会計決算につきましては、監査委員の審査に付し、適正と認められています。決算審査意見書及び主要施策の成果の説明書につきましては、議員のお手元に配布をしております。

続きまして、議案集の15ページをお願いいたします。

議案第6号、平成26年度千葉県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）についてご説明を申し上げます。

予算書の1ページをお願いいたします。

本案は、予算総額から歳入歳出それぞれ1億4,465万3,000円を減額し、予算総額を歳入歳出それぞれ43億7,541万5,000円とするものでございます。

4ページをお願いいたします。

歳入の主な内訳でございますが、1款、分担金及び負担金は、前年度繰越金の増額に伴い共通経費負担金を3,688万9,000円減額するものでございます。

次に、2款、国庫支出金は、保険者機能強化事業費補助金及び高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金の交付額が決定したことに伴い2億107万3,000円減額するものでございます。

次に、6款、繰越金は前年度からの繰越金を9,330万9,000円増額するものでございます。

5 ページをお願いいたします。

歳出の主な内訳でございますが、2 款、総務費は、前年度繰越金の 2 分の 1 を積み立てるため財政調整基金積立金を 4,700 万円増額するものでございます。

6 ページをお願いいたします。

3 款、民生費は、特別会計の保険者機能強化事業費補助金の減額等に伴い、特別会計繰出金を 1,000 万 2,000 円増額するものでございます。また、高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金の減額に伴い、臨時特例基金積立金を 2 億 183 万 6,000 円減額するものでございます。

7 ページをお願いいたします。

4 款、諸支出金は、前年度の保険者機能強化事業費補助金の確定に伴い、返還金を 18 万 1,000 円増額するものでございます。

議案集の 16 ページをお願いいたします。

続きまして、議案第 7 号、平成 26 年度千葉県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算（第 1 号）についてご説明いたします。

予算書の 8 ページをお願いいたします。

本案は、予算総額に歳入歳出それぞれ 96 億 8,990 万 4,000 円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ 5,036 億 6,225 万円とするものでございます。

10 ページをお願いいたします。

債務負担行為でございますが、平成 27 年度の委託業務の実施に当たり、本年度中に契約事務を行うため債務負担行為を 2 件設定するものでございます。

12 ページをお願いいたします。

歳入の主な内訳でございますが、1 款、市町村支出金は療養給付費負担金の過年度分を 8,130 万 1,000 円増額するものでございます。

次に、2 款、国庫支出金は保険者機能強化事業費補助金を 1,729 万 5,000 円減額するものでございます。

次に、4 款、支払基金交付金は後期高齢者交付金の現年度分を返還金と相殺したことにより 16 億 2,945 万 3,000 円減額するものでございます。

次に、8 款、繰入金は保険者機能強化事業費補助金が減額となったことに伴い、事務費繰入金を 1,000 万 2,000 円増額するものでございます。

13 ページをお願いいたします。

9 款、繰越金は、平成25年度決算剰余金と26年度当初予算との差額112億4,534万9,000円を増額するものでございます。

14ページをお願いいたします。

歳出の主な内訳でございますが、1 款、総務費は診療報酬明細書二次点検業務委託料を入札の結果、差額が生じたので823万6,000円減額し、また新規事業である市町村保険料収納対策事業補助金を59万6,000円増額するものでございます。

16ページをお願いいたします。

次に、6 款、基金積立金は平成25年度剰余金を保険料調整基金に積み立てるため、26億7,264万4,000円増額するものでございます。

17ページから19ページをご覧いただきたいと存じます。

8 款、諸支出金は、平成25年度事業費の確定に伴い、市町村、国、県への返還金を増額するなど合計70億2,490万円を増額するものでございます。

説明は以上でございます。ご審議の上、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（金丸和史君） 次に、質疑については一括して行い、討論、採決は議案ごとに行います。

これより議案第2号から議案第7号までの質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、順次発言を許可いたします。

初めに、通告順に従い、清水清子議員。

○26番（清水清子君） 説明、いろいろありがとうございました。議席番号26番、四街道市、清水清子です。よろしく願いいたします。

では、議案第5号、平成25年度千葉県後期高齢者医療広域連合……

○議長（金丸和史君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時28分

再開 午前10時30分

○議長（金丸和史君） 再開いたします。

清水清子議員。

○26番（清水清子君） では、よろしく申し上げます。

議案第5号、平成25年度千葉県後期高齢者医療広域連合特別会計歳入歳出決算の認定について、大項目1、主要施策の成果の説明書4ページ、歳出について伺います。

①保険給付費が97%を占めていますが、削減策として保健事業等どのようにお考えか伺います。

②負担割合1割、3割の被保険者数の推移、過去3年間及び傾向についてお聞かせください。

③認知症への対策のお考えをお聞かせください。

大項目2、主要施策の成果の説明書14ページ、健康診査費について伺います。

①不用額が多いと思いますが、保険者として受診率向上をどのように図っていきますか。お伺いします。

以上です。よろしく申し上げます。

○議長（金丸和史君） 笈川給付管理課長。

○給付管理課長（笈川孝之君） 私からは、議案第5号に関します4点の質問のうち、医療費の削減策としての保健事業等の考え方、認知症等への対策の考え、健康診査の受診率の向上対策、以上3点についてお答えいたします。

最初に、医療費の削減策としての保健事業等の考え方についてでございます。

保健事業につきましては、高齢者の医療の確保に関する法律第125条の規定により、被保険者の健康の保持増進を目的に実施しているところであり、広域連合では現在、健康診査事業と長寿健康増進事業の2つの事業を行っております。健康診査事業は広域連合が市町村に委託して実施しております。また、長寿健康増進事業は市町村が行う人間ドック、はり・きゅう等利用助成、このような事業に対して補助を行うものでございます。健康診査、あるいは人間ドックといたしました保健事業につきましては、疾病の早期発見、早期治療による健康保持の増進を図るため大変重要であると認識しているところでございます。また、医療費削減の観点からいいますと、重症化の予防や、あるいは治療期間の短縮、このようなことにより、結果的に医療費の抑制につながっているものであるというふうに考えているところでございます。

次に、認知症への対策の考え方についてですが、認知症に関しましては、現在、市町村における介護保険部門や地域包括ケアなど、保健施策の中で発症後のフォロー対策が実施・検討されているものと認識しております。広域連合としましては、被保険者に対

する訪問指導事業実施時に認知症が疑われた場合に、市町村にその情報を提供するなど連携を図っているところがございますが、今後もこのような協力を継続してまいりたいと考えております。

なお、今後、医療の進歩に伴いまして血液検査等による簡易判定や治療が可能になった場合には、予防対策の取組につきましても検討していく方向になるものと認識しております。

最後に、健康診査の受診率の向上対策についてでございます。

まず、最近の受診率の推移ですが、平成23年度は29.27%、24年度は31.03%、25年度は速報値ではございますが30.12%となっております。

受診率の向上対策につきましては、被保険者に対しまして受診を促すため、広報紙やホームページを通じまして啓発を継続的に実施しております。具体的に申し上げますと、広域連合だよりにおきまして、平成25年3月号でトップページを使用してPRを行ったほか、26年3月号では被保険者の一部負担がないことを強調した内容で案内を行っております。さらに、本年度からは各種郵便物の封筒裏面を活用したPRも開始したところでございます。

受診率向上のためには市町村の協力が不可欠でありますので、受診率の低い市町村におきましては、さらなるご協力をお願いするなど、今後とも受診率の向上に努めてまいります。

私からは以上です。

○議長（金丸和史君） 児島資格保険料課長。

○資格保険料課長（児島誠一君） 私のほうから、議案第5号1の②、負担割合ごとの被保険者数の推移及び傾向についての質疑についてお答えします。

県内の被保険者数につきましては、現役並み所得者である3割負担の方及びその他の1割負担の方のいずれもが増加しております。過去3年間の年度末現在の被保険者数を申し上げますと、平成23年度は3割負担の方が4万8,740人、1割負担の方が53万9,579人で、合計58万8,319人です。平成24年度は3割負担の方が4万9,594人、1割負担の方が56万6,961人で、合計61万6,555人です。平成25年度は3割負担の方が5万1,430人、1割負担の方が58万6,553人で、合計63万7,983人となっております。

また、構成割合別に見ますと、平成23年度は3割負担の方が8.3%、1割負担の方が91.7%、平成24年度は3割負担の方が8.0%、1割負担の方が92.0%、平成25年度は3

割負担の方が8.1%、1割負担の方が91.9%となっており、この3年間の傾向につきましては、ほぼ同様の構成割合で推移しております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（金丸和史君） 清水清子議員。

○26番（清水清子君） 丁寧なる答弁ありがとうございました。各課長さんから、るる対策等もお聞かせいただきました。しっかりまた検討し、連携しながら医療費削減に向けて私どもも頑張っていきたいと思います。

では、私はこれで結構です。ありがとうございました。

○議長（金丸和史君） 次に移ります。

通告順に従いまして、野中眞弓議員。

○52番（野中眞弓君） 52番、大多喜町の野中眞弓でございます。

4号議案につきましては、5ページ、高齢者医療制度円滑運営臨時交付金。国は今まで前年度に次年度分を出していたけれども、25年度は26年度分を出さない。どうしてなのか。国の言い分を教えてください。

9ページ、議会費の執行率が49.3%と予算の半分以下ですが、この理由は何でしょうか。

同じく9ページの職員人件費。あのとき、減額で国に倣い7.8%を削減したのですが、そのときの説明では、総額では影響額は300万ぐらいだということでしたが、職員1人当たりになると幾らになるのか教えてください。

14ページ、広報広聴費。いろいろな印刷物が出ています。それぞれの印刷物はどのように活用され、どのように手元に届けられているのか説明してください。

5号議案について質問します。

30ページ、保険者機能強化事業の一つである頻回受診等への訪問指導事業の実績と、どういう効果が生まれてきているのか伺います。

38ページ、資格管理事務で、滞納者に対する差押え数、滞納処分の停止、それから滞納者への短期保険証の発行数、これは必ずしも滞納があるからといって短期証を出していない自治体もあるように聞いております。短期証を出さない不交付自治体の数は県内に幾つあるのか。そして、その自治体の不交付の理由というものがあると思うんです。その不交付の理由、連合のほうで認識していたら教えていただきたいと思います。

44ページ、健康診査で、前の方と重複している部分があります。とりあえず聞きます

が、重複している部分については答弁してくださっても、しなくてもどちらでも構いませんが、受診率が前年度比で低下しています。その理由と対策及び格差対策というのは、受診率の高いところは都市部に集中しています。相変わらず受診率の低いところは、周辺部に集まっている。周辺部に対しての対策というのが必要だと思うんですけども、受診率の低い周辺部に対しての格差対策、どのように考えているのか伺いたいと思います。

以上です。お願いします。

○議長（金丸和史君） 答弁願います。今井総務課長。

○総務課長（今井典史君） それでは、私から、4号議案の高齢者医療制度円滑運営臨時交付金、26年度分を出さない国の言い分、また議会費の執行率の件、また職員人件費7.8%削減に関する件、また広報の活用についてと、5号議案の差押え数、滞納処分停止数についてお答えいたします。

まず、4号議案の高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金の26年度分について、出さない国の言い分についての質疑でございますが、本交付金につきましては、平成25年度分まで前年度の国の補正予算により翌年度分が交付されておりましたが、平成26年度分につきましては、平成25年12月5日の臨時閣議決定により平成26年度の当初予算に計上されたものでございます。なお、本年度分につきましては、本年5月に既に収入済みでございます。

続きまして、議会費の執行率に係る質疑についてお答えいたします。

平成25年度の議会費の主な予算内訳は、定例会2回及び臨時会1回の計3回に係る議員報酬及び会場借上費と、これに伴い開催をします全員協議会3回の会場借上費及び議会運営委員会に係る議員報酬などが大半を占めてございます。平成25年度につきましては、まず臨時議会を開催しなかったこと、また、全員協議会の会場借上費につきまして、使用料の安い会場で行うことができたことなどから、予算額559万5,000円に対しまして執行率49.3%の275万7,524円の歳出となったものでございます。

続きまして、職員人件費削減の平均的な影響額についての質疑についてお答えいたします。

本件につきましては、平成25年1月に総務大臣の書簡により要請がございまして、東日本大震災の復興財源とするため、全国的に地方公務員の給与削減が行われたものでございまして、広域連合におきましても期間限定的に職員給与の引下げを行ったものでござ

ございます。具体的には、昨年11月の定例会におきまして職員給与の特例条例を制定いたしまして、平成25年12月から平成26年3月に係る職員給与を平均7.8%削減したものでございます。

本件に係る削減でございますが、職員人件費15名分の削減の平均的影響額につきましては、実施しました4か月間の合計で1人当たり平均約23万5,000円となりました。

続きまして、広報の活用・配布状況に係る質疑についてお答えいたします。

広域連合では現在、年2回の広域連合だよりや制度解説小冊子、ガイドブック及び被保険者証更新に係るポスターを被保険者や関係各所へ配布するとともに、ホームページへの掲載によりまして広く制度の周知を図っております。

広域連合だよりの平成25年12月発行分は、発行部数が22万部で、配布対象は市町村窓口及び高齢者施設となっております。また、平成26年3月発行分は54万部の発行部数で、全ての被保険者世帯、高齢者施設及び市町村窓口へ配布したことに加え、新たに現役世代にも周知を図るため、県医師会の協力を得まして医療機関の待合室等にも設置することといたしました。なお、本年12月分からは、さらに県歯科医師会、県薬剤師会の協力を得まして、歯科診療所や薬局の待合室にも設置する予定でございます。

制度解説の小冊子につきましては、被保険者証の交付時に全被保険者にあわせて配布をしております。その他、ガイドブックや被保険者証更新のポスターを関係機関に配布をしております。

以上のとおり、各種印刷物を有効に活用することによりまして、被保険者はもとより現役世代にも広く制度の周知が図られるよう努めてまいりたいというふうに思っております。

続きまして、議案第5号の差押え数、滞納処分の停止数についての質疑にお答えいたします。

まず差押え数でございますが、平成26年11月、今月に厚生労働省のほうに報告をしました平成25年度分の速報値でございます。国のほうではまだ未発表の数値でございますが、差押え件数は162人となっております。

次に、滞納処分の停止数でございますが、こちらについては調査をしてございませんので把握をしております。

○議長（金丸和史君） 笈川給付管理課長。

○給付管理課長（笈川孝之君） 私からは、議案第5号に関します質問のうち、頻回受診

等への訪問指導事業の実績と効果について、健康診査受診率が前年より低下した理由と対策及び格差対策の2つについてお答えいたします。

最初に、頻回受診等への訪問指導事業の実績と効果についてでございます。

まず、長寿健康づくり訪問指導事業という事業名で行っておりますけれども、この事業は医療費の適正化対策として実施しているものでございます。レセプトの内容から重複受診や頻回受診等の傾向が見える対象者を抽出しまして、保健師が訪問・指導を行うものです。平成25年度は8市6町で合計100人の方に実施いたしました。効果につきましては、訪問指導後3か月間の受診状況をレセプト情報から分析したところ、程度に差はありますけれども61人の方に改善が見られまして、その医療費削減額は1か月当たり121万4,502円となっております。

次に、健康診査の受診率に関する質問でございますが、受診率は、先ほども申し上げましたが、24年度31.3%、平成25年度は速報値ではございますが30.12%と0.91ポイント低下しております。しかしながら、これは26年4月までに市町村から報告がありました速報値でございますが、最終的な受診率の確定につきましては、26年3月までに受診した方の費用請求が全て終了する来年の1月となります。受診率の動向につきましては、広域連合としましても注視しているところではございますので、健診対象者が多い幾つかの市に未請求分がどれだけあるか聞き取り調査を行いましたところ、わずかではありますけれども24年度を上回る実績になるというふうに見込んでおります。

健康診査受診率の全国的な状況につきましては、まだ25年については確定しておりませんので24年の数値で見ますと、全国平均は24.5%でございます。その中で千葉県は全国で8番目と上位に位置しております。一方で、県内の状況を見ますと、一番高い市、それから一番低い市、この差が45.2ポイントあります。平成25年度の速報値におきましても一番高い市町村が51.2%、一番低い市町村が8.4%と42.8ポイントの格差があります。これらのことから、受診率の向上、あるいは格差対策につきましては、受診率の低い市町村の状況改善が有効と考えておりますので、一つの方法としまして受診券の全員配布によりまして改善があった事例を報告するなど、できる限り受診率の向上に努めてまいりたいと思います。

私からは以上です。

○議長（金丸和史君） 児島資格保険料課長。

○資格保険料課長（児島誠一君） 私のほうからは、議案第5号、3、短期証発行数と交

付自治体数及びその不交付理由についての質疑に関してお答えいたします。

平成25年8月1日の被保険者証更新時における短期被保険者証の交付数は41市町村で780件となっており、不交付の自治体数は13市町となっております。

なお、この不交付の理由につきまして調査しましたところ、随時文書や電話による催告、臨戸徴収、納付相談等の強化に取り組んでいるため、収納対策が図られているので短期証の発行は考えていないとの回答を受けております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（金丸和史君） 2回目、よろしいですか。野中眞弓議員。

○52番（野中眞弓君） たくさんあって、どこから再質問していいのか戸惑っております。

4号議案の広報広聴費ですけれども、医療機関等に置いてほしいということをお願いしていましたが、それを段階的に実施してきてくださるということに対しては評価したいと思います。

広報紙なんですけれども、15号については、私も改めてよく見ますと、保険料の納められないときには軽減措置がありますよなんていう記事もありました。でも、それは全員に届いているわけではないんですね。それと、全員に届いたとしても、全員に届くのは広報紙と保険証更新時の制度解説小冊子だと思いますけれども、ほとんど行政用語が多くて、表現も行政的な表現で大変読みづらい。物は届いているけれども、中身がきちんと理解されているかという点では大きな問題があると思うんです。以前、初めるときよりは紙面の工夫はされていますし、内容も少しずつ被保険者に寄り添うような記事が載ってくるようになったと思うんですけれども、そういう工夫がされてもなかなか中身の理解ができない。15号に至っては、初めから被保険者の手元に届くようにはなっていないということについて、25年度の実績を踏まえて15号も全員の手元に届けるというような方針はとれないのでしょうかというのが1点目です。

それから、5号議案については、頻回受診の成果が一月121万4,000円ほど出ているということですが、これ、どういう分野で頻回受診が起きているのか。あるいは受診抑制を強制するようなことになっている部分というのではないのでしょうか。その辺が心配ですが、ご答弁いただきたいと思います。

そして、短期保険証の件については、必ずしも自治体の事情によって出さなくてもいいというふうに正式にとって構わないのでしょうか。

それと、健康診査、私は大多喜町で必ずしも高いほうではなくて、低いほうから数え

たほうが早い自治体ではないかと思いますが、受診券のようなものは配られていても、周辺部は集団健診で、何日か行われるんですけれども遠のいてしまう。でも、お医者さんには行っているわけですから、その辺、今後、集団でもいいよ、個人でもいいよというようなことを周辺部については推進していただけるというようなことはできないのでしょうか。

以上です。

○議長（金丸和史君） 今井総務課長。

○総務課長（今井典史君） 私からは広報に係る再質問についてお答えいたします。

広報につきまして、以前から野中議員のほうからご要望がございました、2回の広域連合だよりを両方とも全被保険者に送付をしてもらえないかという件でございますが、こちらにつきましては、昨年度市町村のほうにアンケートをいたしまして、その配布方法について市町村にお尋ねしたところ、全員配布は1回でいいのではないかという回答をいただきまして、全員配布は1回にしているものでございます。残り1回につきましても、なるべく全被保険者の目に届くよう、自治会を通じた配布でございますとか、あと医療機関に設置をするとか、そういった工夫を持ってやっているところでございます。

なお、2回とも全部被保険者に配布するということになりますと、これは当然市町村の負担金によるところがございまして、予算的にかなり厳しくなってくるものでございます。

それと、紙面について分かりにくいというお話もございました。こちらにつきましては、確かに後期高齢者医療制度というのが、毎年細かい制度改正なんかもありまして、とても難しい制度になっているところもありまして、内容的にそれを伝えるために、細かい内容を限られた紙面の中でなるべく工夫をしながら入れているところではございますけれども、読みづらいということで、その辺は申しわけないなというふうに思っております。一応こちらで把握している限りではございますが、いろいろな広報紙について内容が見づらいというクレームは一、二件いただいているところでございます。ただ、一、二件とはいえ、これからもより分かりやすい広報について、検討、作成をしていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（金丸和史君） 笈川給付管理課長。

○給付管理課長（笈川孝之君） 私からは5号議案の再質問についてお答えさせていただきます。

きます。

まず頻回受診ですけれども、こういった分野のものが多いかということですが、整形外科関係が多いと聞いております。

それから、訪問指導を行うことが受診の抑制にならないかというご質問でございますけれども、まずこの事業ですけれども、対象者が病状についてどのような認識をしているか、こういったことを把握しまして、それから重複・頻回受診となった経緯なども把握して、その上で日常生活に必要な助言を行ったり、生活状況の改善を促す指導を行ったりしております。また、重複受診によります過剰な医薬品摂取、こういったことも考えられますので、これは非常に健康状態にも悪影響を及ぼすというふうに考えられますので、そのような場合にも改善指導を行っております。

このような指導を通じまして、医療機関にかからなくても済む身体状況に近づけていくことが目的でありまして、決して必要な医療を受ける機会を制限するものではございません。医療が必要な場合には適切に受診していただくことが大切だと認識しております。

それから、健康診査ですけれども、受診の方法は、今後、受診率の低い市町村につきましてヒアリングを行い、先ほどの受診券の全員配布も含めまして、その受診率が上がらない状況等を調査・分析した上で、こういった同じ課題を抱えながらも工夫しながら受診率向上をした自治体の事例なども紹介した上で、受診率の向上について検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（金丸和史君） 児島資格保険料課長。

○資格保険料課長（児島誠一君） 短期保険証を正式に出さなくても良いと受けとめていいのかということですが、一応過去にも何回も申し上げているんですが、被保険者が保険料を滞納した場合、滞納者と接触、窓口での保険料納付を直接働きかける機会を確保する等の観点から、有効期間の短い短期保険証を発行することができるということになっています。そこで、短期保険証につきましては、先ほども申し上げましたが、おのこの文書や電話による催告、または臨戸徴収等を行って、納付の進展の見られない滞納者に対して行うべきで、そういうことをやっている自治体は出さなくてもいいのではないのかという自治体の判断でやっていますので、それを強制的に我々はできないし、お任せしている状態です。

以上です。

○議長（金丸和史君） 野中眞弓議員。

○52番（野中眞弓君） 3度目の質問ですが、1点だけお伺いします。

保険者機能強化学業の重複頻回受診の訪問活動ですけれども、これはとりあえず26年度で一巡するという事業だったと思いますが、これは今後も続けるのでしょうか。

以上です。

○議長（金丸和史君） 笈川給付管理課長。

○給付管理課長（笈川孝之君） 再質問にお答えいたします。

26年度で県内全てというふうに計画をしておったところなんです、十数市町村でまだ実施していないところがありますので、27年度にそこを中心に今お願いしているところで、回答を待っているところでございます。

今後につきましては、全部が終わった時点でまた基準等も考えを直しまして展開していく方向になるというふうに考えております。

以上です。

○議長（金丸和史君） 次に移ります。

通告順に従い、谷岡 隆議員。

○14番（谷岡 隆君） それでは、習志野市の谷岡 隆です。議案質疑のほうを行わせていただきます。

この広域連合議会が対象とする後期高齢者医療制度は、かつて民主党政権が廃止を公約にしながら廃止をせずに、制度の抜本的な改善もされないまま政権が交代をして今に至っています。今再び政局が大きく動こうとしていますが、現に運用されている制度について、習志野市民を初め、千葉県民のために少しでもプラスに改善されればとの思いで本日の定例会に臨みたいと思います。

では、まず議案第3号、長期継続契約に関する条例の一部改正について質問します。

今回の改正で対象となる契約期間3年以上となる契約として、どのようなものを予定し、どれだけの件数と金額を予定しているのか伺います。

次に、議案第5号、平成25年度特別会計の決算認定について4点質問します。

まず第1に、これは野中議員の質問とも重なってしまいましたが、再質問の関係もありまして私からも質問させていただきますが、短期保険証の発行件数の推移について伺います。

第2に、滞納者数の推移、滞納事由の傾向について伺います。

第3に、差押えの推移について伺います。

第4に、厚生労働省による実施状況調査以外に、千葉県独自に被保険者の生活状況等の実態把握をしていないのか伺います。

次に、議案第7号、平成26年度特別会計補正予算（第1号）について質問します。

歳出第1款、総務費の市町村保険料収納対策事業補助金として保険料収納対策の新規事業が計上されていますが、この内容について伺います。

以上で第1回目の質問といたします。

○議長（金丸和史君） 答弁願います。今井総務課長。

○総務課長（今井典史君） 私からは、議案第3号、長期継続契約に関する事、また、議案第5号の滞納者数の推移等、また差押えの推移、また被保険者の生活状況の実態把握に関する事、また議案第7号の後期高齢者医療保険料収納対策の新規事業についてお答えいたします。

まず、長期継続契約に関する事でございますが、3年以上を予定している契約としてどのようなものを予定し、どれだけの件数、金額を予定しているのかということですが、平成27年度に予定をしております長期継続契約は、広域連合で使用いたします電算処理システムの賃貸借等3件を考えてございます。金額についてはこれから積算等を行うものでございます。

続きまして、議案第5号の滞納者の推移、滞納事由の傾向についての質疑でございますが、まず、滞納者の推移でございますが、厚生労働省の後期高齢者医療制度実施状況調査におきまして、平成23年度は1万3,631人、平成24年度は1万2,317人、平成25年度は、今月、国のほうに報告しました速報値でございますが1万4,097人となっております。

また、滞納事由についての傾向でございますが、こちらについては広域連合のほうで調査を行っておりませんので把握はしてございません。

続きまして、5号議案、3番目のご質問、差押えの推移についての質疑にお答えいたします。

過去3年間の差押えの状況でございますが、こちら厚生労働省の調査の報告でございますが、平成23年度は32人、平成24年度は43人、平成25年度は162人の速報値となっております。

続きまして、県独自の被保険者の生活状況の実態調査についての質疑にお答えいたします。

広域連合においては被保険者の生活状況の実態調査は行っておりません。広域連合と市町村の役割分担の中で保険料の徴収事務を行っていただいている市町村におきまして、保険料を滞納している被保険者に対しまして催告書の送付や電話、訪問、納付相談など被保険者との接触を積極的に図りまして、被保険者の生活実態というのを確認しながらきめ細やかな対応を行っていただいているところでございます。

続きまして、議案第7号、市町村保険料収納対策事業補助金に係る質疑についてお答えいたします。

本事業につきましては、広域連合が行う保険料収納対策としまして本年度新たに行うものでございます。厚生労働省の後期高齢者医療制度事業費補助金、こちらを活用しまして、市町村を対象とした保険料収納対策補助事業を実施しようとするものでございます。

補正額となっております59万6,000円でございますが、こちらは本事業に応募がございました市川市が実施する保険料収納対策事業に対して補助金を交付するものでございます。市川市の事業内容ですが、徴収事務に係る非常勤職員の賃金、また新規口座振替の手数料、また口座振替依頼書、催告書の作成費でございまして、厚生労働省から補助金交付の内示を受けたところでございまして、広域連合を經由してこれを交付するものでございます。

○議長（金丸和史君） 児島資格保険料課長。

○資格保険料課長（児島誠一君） 私から、議案第5号の1、短期保険証の交付数の推移についての質疑にお答えいたします。

短期被保険者証の交付件数ですが、被保険者証の更新時である各年度の8月1日現在の件数を申し上げます。平成23年度が871件、平成24年度が811件、平成25年度が780件となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（金丸和史君） 谷岡 隆議員。

○14番（谷岡 隆君） それでは、再質問を行わせていただきます。

まず議案第3号についてですが、先ほどの答弁ですと平成27年度以降の契約件数についての答弁でした。あらかじめ私も資料請求をしてあって資料は手元にあるんですが、

答弁いただかないと記録に残らないものですから、あえて質問するんですが、平成26年度で資料もいただいています、これについての3年以上の件数と金額について、改めて答弁をしてください。私、条例改正に反対するものではないんですけども、資料のほうを見ますと億単位の契約となるものもあり、慎重な運用を要望するものであります。

次に、議案第5号の生活状況等の実態把握についての再質問です。

昨年度も同様の質問をしました。そのときは滞納者を中心とする生活実態等の把握の観点から質問しました。今回は制度の改善につなげるために県独自の実態把握が必要との観点から質問するものです。今回は特に被保険者の生活実態から見た減免制度の妥当性について当局の見解を伺うものです。負担軽減の制度として減免制度がありますが、適用された件数が非常に少ないとも聞いています。平成25年度の減免は何件だったか、生活実態を踏まえて適用を拡大すべきではないかと思いますが、その件についてお伺いします。

最後に、議案第7号の保険料収納対策の新規事業については、これもあらかじめいただいた補助金交付要綱によると、滞納者へのきめ細やかな納付相談等、効果的な保険料収納対策を行うというような書き方がされています。この事業が、さまざまな困難を抱えた滞納者の生活実態を踏まえた丁寧な納付相談に乗るための事業であれば賛成できるのですが、先ほどの答弁を聞く限りは、従来の徴収強化の一環ではないかとも受け取れるような部分があるんですが、その点について市川市の事業というのとはどのように展開されていくのか、改めてお伺いします。

以上で再質問といたします。

○議長（金丸和史君） 答弁願います。今井総務課長。

○総務課長（今井典史君） 私からは、3号議案、長期継続契約に係る再質問と、7号議案の市町村収納対策補助事業に係る再質問についてお答えをいたします。

まず3号議案につきましてですが、こちらにつきましては、本年度、平成26年度も3件の長期継続契約を結んでおります。契約名で申しますと、電算システム機器更改賃貸借に係る長期継続契約、こちらの金額が6億2,000万円となっております。契約期間は平成24年10月から5年間となっております。こちら、5年としているのは、この条例の中で通常は3年でございますが、連合長の決裁をいただきまして、連合長が必要と認める場合には3年以上の契約ができるということになっておりまして、5年間としているものでございます。

また、2点目としましては、同じく電算処理システム機器更改賃貸借、これはいすみ市に追加で機器を設置したものでございまして、こちらが250万円でございます。契約期間は平成26年4月から3年6か月の契約でございます。

また、3点目としましては、返還請求情報管理システム構築業務ということで、不当利得の返還請求に係る管理システムを独自に構築をしまして、その構築ができた後、賃貸借契約をするものでございますが、こちらの金額が2億3,000万円でございます、契約期間は、これからになりますが、平成27年2月から5年間となっております。

27年度につきまして、先ほどまとめて申し上げましたが、同じく3件ございまして、金額はこれから積算しますので未定でございます。

1つが標準システムのファイルサーバー賃貸借、これは後期高齢者医療制度の給付業務などメインとなる業務をしているシステムでございますが、こちらのファイルサーバーの賃貸借が、平成27年7月から5年間を予定しております。

また、業務ネットワークシステムのファイルサーバーの賃貸借、これは、事務局内におきまして職員が通常業務で使用しているパソコンのファイルサーバーの賃貸借でございます。こちら平成27年7月から5年間の賃貸借を予定しております。

また、千葉県後期高齢者医療広域連合ホームページ管理システムの賃貸借、ホームページにつきましても同じくシステム管理をするということで、こちらにつきましては平成27年4月から5年間の長期継続契約を予定しております。

続きまして、7号議案、市町村の収納対策に係る再質問でございます。

要綱上、きめ細やかな納付相談等ということになってございます。これは国の交付の基準がございまして、これに基づいてうちを経由して交付するものでございますが、今回、市川市からあった事業につきましては、主に納付相談ということではなく、口座振替の推奨を図りたいということがメインでございまして、そのために必要な口座振替の依頼書、こちらを見やすくリニューアルをするような費用ということで市川市から応募があったものでございます。ただ、国の要綱上、これはご覧いただいたかと思うんですけども、かなり広い範囲でいろいろなことができるような設定になってございます。ですので、今後市町村から、やはり先ほどおっしゃったようなきめ細やかな納付相談に係る事業をメインとした事業についても応募があるかというふうに考えております。

広域連合としましては、やはり市町村の収納対策でございますので、自主性ということで一定の方向でやっていただきたいところですが、市町村でそれぞれ方針がご

ございますので、その方針に沿った事業でございましたら、なるべく国にその申請を上げて、補助の対象となるよう支援してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（金丸和史君） 児島資格保険料課長。

○資格保険料課長（児島誠一君） 再質問、平成25年度の減免の件数は何件だったかということと、生活実態を踏まえて適用を拡大すべきじゃないかということですが、一部負担金の平成25年度の減免件数は2件です。

それと、制度の拡充についてでございますが、一部負担金の減免は、高齢者の医療の確保に関する法律第69条により、厚生労働省令で定める特別な事情がある被保険者に対して減免措置を行うことができることとなっております。その厚生労働省が定める特別な事情とは、被保険者が災害などにより著しい損害を受けたこと、被保険者の属する世帯の世帯主が死亡し、または長期入院したこと、あわせて非課税世帯、あるいは市町村民税の減免を受けている、また生活保護法の基準額以下で保護費の3か月以内の預貯金であることなどにより一部負担金の支払いが困難と認められることとしておりますので、今後もこれらの規定による対応を行ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（金丸和史君） 谷岡 隆議員。

○14番（谷岡 隆君） それでは、最後の質問となりますが、議案第3号については、ただいまの答弁によりますと、今回の条例改正前に現条例でも広域連合長が認めたものができるということで、3年6か月から5年間の契約がされる、またはされているというものでしたが、その中で、平成24年10月からの電算処理システム機器更改賃貸借、これについては6億2,000万円に上るものであって、現条例で認められているとはいえ、これだけの金額のものを広域連合長が認めればできるということで5年間で契約してしまっているというのはいかなるものかというように思うのですが、これについては、この契約を認めた広域連合長の見解を伺いたいと思います。6億2,000万円の5年契約を現時点で行うというのが問題ないのか、それともやはり条例改正というのを待つべきだったのか。それについて見解を伺いたいと思います。

次に、議案第5号の生活状況等の実態把握と減免制度の改善については、私は私で全国的な傾向を調べてみました。全国の傾向を見ますと、収入減による減免が大阪府の場合884人いる。確かに県によっては非常に少ない、1桁台というところもありますが、

全国的に見ると収入減少による減免が1,608人いらっしゃるというような資料が手元にあります。また、低所得者ということで減免を受けた人が全国的には1,289人で、これもやっている県とやっていない県に大きな差があるんですね。やっている県を見ていきますと、北海道が470人、兵庫県が205人、広島県が151人、福岡県が353人、熊本県が110人というようになっています。こういった中で、千葉県は収入減や低所得による申請が非常に少ないのではないかと、またはそれが認められる件数も非常に少ないのではないかと思います。これもきちんと県独自の生活実態調査を実施して、収入の限られている高齢者にとってきちんと生活困難に合わせた減免を受けられるように制度改善となるような施策をとるよう、これも広域連合長に求めたいのですが、最後に見解を伺います。

あと、議案第7号の保険料収納対策の新規事業については、口座振替に限った今回の助成金ということであれば良としたいんですが、ただ、要綱を見ますと、やはりきめ細やかな納付相談、これが強調されている要綱となっていますので、やはりそちらで多くの市町村にこういった補助事業というのはやってもらいたいと思います。ついては、最後に確認ですけれども、市川市との間では、あくまで今回は口座振替の促進ということに限った補助ということで見ているのか、それとも徴収強化なり、そういったものにつながる部分もあるのかどうか、最後にお伺いします。

○議長（金丸和史君） 志賀広域連合長。

○広域連合長（志賀直温君） ただいま2点ほど連合長の考え方ということのご質問でございますが、ご承知のように、これは私個人でやっていることではなくて機関でやっていることですので、それぞれ担当のほうからお答えをいたさせます。

○議長（金丸和史君） 鈴木事務局長。

○局長（鈴木一郎君） 私からは、長期継続契約についての再質問にお答えをいたします。

電算処理システムの賃貸借、6億2,000万ということで、確かに金額的には高うございますが、これは全国的なシステムで構築されたシステムを運用するサーバー等の賃貸借ということになっておりまして、それを単年度契約をするということになりますと、非常に単年度の契約期間は短く、金額的にも高くなってしまいうというデメリットが生じるということで、今回は期間5年ということで条例のただし書きを適用いたしまして5年間の長期継続契約とさせていただいたという経緯がございます。ご指摘のように、そういったことは本来あるべきではないだろうということで事務局として考えましたので、今回条例を改正させていただくよう提案をしたということでございます。

私からは以上でございます。

○議長（金丸和史君） 今井総務課長。

○総務課長（今井典史君） 私からは、7号議案の収納対策事業に係る再質問についてお答えいたします。

こちらは、幅広くいろいろな自治体にやってもらいたいということでございますけれども、財源は国の予算によるものでございまして、要綱上は国の定額補助ということで、限られた予算の中で全国にこれを分配をして広域連合に出すものでございまして、今回は市川市の事業1件だけだったもので全額補助が出たものでございますけれども、今後たくさん応募があった場合は、全額補助が出るかどうかというのは正直不明なところでございます。広域連合が独自に予算を組んで補助をするかということ、今、市町村にその旨の負担金の要望をしておりますので、現段階では国の内示が出た補助事業についてだけその額を補助するということになってございます。

市川市の事業につきましては、確かに口座振替の推進というのがメインであるというお話をしましたが、当然非常勤職員の人件費も入ってございます。そうしますと、口座振替というのは基本的に人件費とは全く無関係なものでございますので、通常業務としましては、ほかに催告書の送付ですとか、分納の相談をしている方、その方が不履行だった場合の通知でございまして、また電話催告を実施するためのそういった人件費でございまして、また必要に応じてですが臨戸指導の実施、そういったことにも振り向けられるのかなと思っております。市川市の事業計画にも幅広く市で行う実施事業について掲載がございまして、この中の事業ということで、いろいろと非常勤職員の人件費というのが使われてくるのかなというふうに思っております。

以上です。

○議長（金丸和史君） 兒島資格保険料課長。

○資格保険料課長（兒島誠一君） 減免件数が千葉県は非常に少ないということだと思います。全国的なこととか、勉強不足で申しわけないんですが、想定されることとお話ししますと、それは時期、場所によって、台風とか、そういうものが実際に起きていることがあると思います。和歌山で何人か亡くなったという、あの件も和歌山だけが突発していて、それが指定を受けるか受けないか、要するに、この制度に当てはめると当てはまらない方も結構いて、国の補助が得られなかったと。ですから、保険料の減免ですと、千葉県でも平成25年度で131件も受けておりますので、それですとそういう数になるん

ですが、この法の定めからいくと厳く、国保でもなかなかこの一部負担金の減免というのは出てこないと思うんです。ですから、台風とか災害、地震とか、そういうもののある地域ではこういうことが起こり得るので、突発的にその年度だけ、そこの市町村というか県が高い数字になるということがあります。

○議長（金丸和史君） これにて質疑を終了いたします。

次に、議案第2号の討論に入りますが、通告はありませんので、討論なしと認めます。

これより議案第2号 千葉県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金丸和史君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号の討論に入りますが、通告はありませんので、討論なしと認めます。

これより議案第3号 千葉県後期高齢者医療広域連合長期継続契約に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金丸和史君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号の討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

野中眞弓議員。

〔52番 野中眞弓君 登壇〕

○52番（野中眞弓君） 大多喜町の野中眞弓でございます。

私は、平成25年度千葉県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算に反対の立場から討論いたします。

反対理由は2点あります。

まず1点目ですが、職員人件費の問題です。25年度単年度ですが、震災復旧対策の一環として7.8%の職員給与の削減がありました。本連合全体では、先ほどの答弁でも伺ったとおり、1人当たり23万5,000円という大幅な考えられないようなカットになりま

した。労働者の賃金を安直に削減することは許せることではありません。

2点目は、広報広聴の問題です。知は力なりといいます。知、つまり知識をしっかり身につけることの大切さは皆さんご承知のとおりだと思います。広報広聴事業は、後期高齢者医療に関する知識を加入者に届ける大切な事業ですが、十分に機能しているでしょうか。

25年度に発行された広域だより15号と16号のうち15号は、初めから加入者全員のもとに届かないことを前提に印刷されております。内容も工夫されてきているだけに残念なことだと思います。保険証更新時に同封される制度解説の小冊子は余りにも読みづらい上、難解です。ガイドブックも、視覚的には見やすくても内容は決して分かりやすくありません。どの紙面も、質疑で言ったとおり専門用語が多く使われ、表現もかたく、普通の高齢者はもとより、私たちがさえ読み通せません。こういうものが手元に届けられても、猫に小判同様、ありがたいけれども役に立たないというもったいない話です。理解できれば役に立つことも、自分の身を守ることも、減免制度も利用できる人たちが理解できないということは、この広報はただの紙くず同然ということではないでしょうか。形の上では事業は遂行されていても、実質は抜け穴だらけのようなものです。このようなことでは、広報広聴事業がきちんとその責を果たしているとは言いがたいと考えます。分かりやすい言葉で高齢者の健康と生活を守る手だてになる知識を届けていただきたいと思います。

政府は、後期高齢者、この医療制度について十分定着していると温存を狙っていますが、さまざまな能力の衰えた高齢者だけを囲い込む、世界に例のない医療制度は全ての世代にとって不幸です。この、問題の多い制度は廃止して、以前の制度に戻すことを要求して反対討論といたします。

以上です。

○議長（金丸和史君） ほかに討論の通告はありませんので、これにて討論を終結します。

これより議案第4号 平成25年度千葉県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

本案を原案のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（金丸和史君） 起立多数であります。

よって、議案第4号は原案のとおり認定されました。

次に、議案第5号の討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

谷岡 隆議員。

[14番 谷岡 隆君 登壇]

○14番（谷岡 隆君） 習志野市の谷岡 隆です。

私は、議案第5号、平成25年度千葉県後期高齢者医療広域連合特別会計歳入歳出決算の認定に反対の立場で討論をします。

政府の社会保障制度改革国民会議が昨年8月の報告書に、後期高齢者医療制度については十分定着していると温存を明記し、現在に至っています。しかし、実際は高齢者の暮らしと健康に重大な影響を与えており、定着と決めつけることはできないと考えます。

この制度は、かつては民主党政権が廃止を公約にしながら廃止をせず、制度の抜本的な改善もなされないまま現在に至っています。今、再び政局が大きく動こうとしていますが、この制度についても大きく見直し、転換が必要ではないかと考えます。

平成25年度の当初予算の審議の中でも他の市町村の議員から、これは会議録をもとにしていますが、後期高齢者医療制度そのものが高齢者を年齢で差別し、別枠の医療保険制度に囲い込み、受ける医療を制限するというものであること、高齢者人口が増えるほど、医療費が増加するほど高齢者の負担が増える、保険料が増加する、そういう欠陥を持った制度であるという指摘がありました。また、保険料の徴収が生活保護基準以下の低所得者であっても均等割を徴収するという仕組みであること。年金額1万5,000円以上の被保険者から強制的に保険料を天引きすることは被保険者の生存権を脅かすことになる。短期保険証の発行は、被保険者の医療を受ける権利を侵害している。低所得者の滞納者の差押え徴収が行われていることも問題があるとの指摘もありました。

それにもかかわらず、短期保険証の発行で見ますと、千葉県では平成24年度と比べると31人減少したものの、780人に上っています。全国的な傾向としては、保険料を払えず滞納した75歳以上の人は約25万人に上り、短期保険証を交付された人は2万3,000人に達する事態となっています。年金が少なく、天引き対象にならない低所得の高齢者がほとんどというのが実態であります。こういったやり方には大きな問題があると考えます。さらに、平成25年度には年度を通して厚生労働省の方針に従い保険料値上げの方向で検討が進められたということも問題であったと思います。

差押えについては、これはいただいた資料をもとにしますと、平成23年度が32人、平

成24年度が43人、そして平成25年度は162人と急増をしています。この半分近くが実は私の地元の習志野市であり、この点は、地元においても無理な差押えがあるのではないかと、行政のあり方、追及していきたいと考えていますが、県広域連合でも全県的な急増、これをきちんと内容を検証して、本当に生活実態に合っているものなのかどうか、制度の見直し、または差押えの急増について問題がないかどうかについて、きちんと検討していただきたいと要望します。

制度開始以降の6年間の実態というのは、高齢者に冷たい制度の本質と弊害を浮き彫りにしています。その弊害を少しでも軽減するには、高齢者の実態把握に努め、保険料軽減などの取組が必要となります。しかし、これらの取組も全く不十分であったと考えます。当初予算の審議でも指摘された問題点について、執行過程において改善が見られなかったことから反対するものでありますが、県広域連合に対しては、75歳以上の高齢者の実態をきちんと把握し、高齢者の困難軽減に力を注ぐことを求め、私の討論を終わらせていただきます。

○議長（金丸和史君） ほかに討論の通告はありませんので、これにて討論を終結します。

これより議案第5号 平成25年度千葉県後期高齢者医療広域連合特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

本案を原案のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（金丸和史君） 起立多数であります。

よって、議案第5号は原案のとおり認定されました。

次に、議案第6号の討論に入りますが、通告はありませんので、討論なしと認めます。

これより議案第6号 平成26年度千葉県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金丸和史君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第7号の討論に入りますが、通告はありませんので、討論なしと認めます。

これより議案第7号 平成26年度千葉県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金丸和史君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

以上で、上程された議案の審議を終了します。

◎一般質問

○議長（金丸和史君） 日程第6、これより一般質問を行います。

申し合わせにより、一般質問の質問時間は、答弁を含め1人15分以内とし、質問回数は3回以内と定められております。質問については、執行部側の答弁時間を考慮の上、質問されるようお願いいたします。

初めに、通告順に従い、野中眞弓議員。

〔52番 野中眞弓君 登壇〕

○52番（野中眞弓君） 大多喜町の野中眞弓でございます。

去る10月15日、厚生労働省は、高齢者から現役世代まで手当たり次第に負担増を押しつける医療制度の大改革を社会保障審議会の医療保険部会に提案し、大筋了解されたと報道されています。

後期高齢者医療制度では、保険料軽減の特例措置を2016年、平成28年度から段階的に廃止するという方針です。この特別措置のいきさつですが、後期高齢者医療制度は、小泉内閣の社会保障破壊の構造改革路線の柱として画策され、2008年に導入され、先ほどご挨拶で連合長がおっしゃいましたけれども、去年で6年が過ぎ、7年目に入っております。年齢で医療を差別する医療制度は世界でも異例で、当時、うば捨て山だと国民の怒りが爆発し、これを鎮静化するために出してきたのが今回廃止を狙う軽減措置です。低所得者保険料の7割軽減を最大9割軽減に、子供の扶養家族だった高齢者の保険料も9割軽減に広げました。この措置を政府与党は改善の象徴として盛んに宣伝しましたが、今ごろになってほとぼりが冷めたとばかりに、はしごを外すようなやり方をしてきました。これが認められるでしょうか。

制度が発足して7年になりますが、2年ごとの保険料の改定では引上げが懸念され、

対象者は本年でも、先ほどの答弁で25年度で約1万4,000人に上り、正規の保険証でない短期保険証を交付された人は780人に達しています。その方々の多くは年金月額1万5,000円以下か無年金の方たちです。特別措置がなくなれば、こういう方々の保険料が2倍から3倍に引き上げられることとなります。この特別措置をなくすることによって、国費は810億円の削減ができると言われていました。

また、制度改悪の中身として、入院給食費の自己負担を1食当たり200円引き上げて460円にすることとか、紹介状なしで大病院にかかる場合の受診料も今の平均約1,000円を5,000円から1万円に引き上げようとしています。こういう大改悪が高齢者を直撃することになります。年金は削られ、消費税増税と物価値上げで生活が一層厳しくなっている中、医療の負担増は高齢者へのトリプルパンチそのものです。国が決めることだからでは済まされません。

そこで3点お伺いします。

まず1点目は、国から提案された特別措置の廃止によって、国レベルでは負担増になる高齢者は加入者の半数以上を占める865万人、国費の削減額は810億円になるといいますが、本連合の場合の影響についてどうなるのか伺います。

2点目、特例廃止について連合長の見解をお話しいただきたいと思います。

3点目ですが、影響を強く受けるのは低所得の高齢者の方々です。手をこまねいているわけにはいきません。予定されている廃止開始時まで約1年半があります。どのような対処、対策が考えられているのか伺いたいと思います。

以上、第1質問は終わります。よろしく願いいたします。

○議長（金丸和史君） 答弁願います。志賀広域連合長。

○広域連合長（志賀直温君） それでは、私から、連合長としての見解ということでお尋ねいただきましたのでお答えをいたします。

今のご質問にもございましたように、この保険料の軽減特例措置につきましては、制度開始の平成20年度の段階から経過的な負担軽減のため、毎年度国の予算による特例措置としてさらなる保険料の軽減が実施されてきているところでございます。また、国におきましては、その後、平成22年12月、高齢者医療制度改革会議、この最終取りまとめの中で、低所得者の保険料軽減の特例措置については負担の公平を図る観点から、国保の軽減措置との整合性を踏まえ段階的に縮小するという提言がなされて、それ以後議論が進んできている状況でございました。

私ども千葉県の広域連合としては、これまで全国後期高齢者医療広域連合協議会を通じて、この特例措置の継続と恒久化を国に要望をしてきていたところでございます。今年になりましてからは、6月の全国協議会の会議の中で、改めてこの要望ということで、国の中では制度として持続可能で安定した医療制度をつくっていくべきであるという趣旨のもと、国の方針を先に出してほしいというような内容の要望を出してございます。この中では、まず高齢者医療にかかわる費用負担については、増加する医療費を見据えた上で、被保険者、現役世代、事業所、国、地方自治体、これらがベストミックスを図る上で負担をすることとあわせて、被保険者の保険料については、被保険者に対して過度な保険料を求めることなく、国による負担軽減を図ることを求めるということで6月段階では行ったところでございます。その後、6月24日に閣議決定が行われました。この内容は、特例措置の見直しを進めることを検討するべきであるという決定でございました。

そして、それ以後、秋、今ご質問にもございましたが、10月15日に社会保障審議会の医療保険部会、ここで厚労省として特例措置制度を廃止するという方向で決定がされたという経過になってございますが、この前段階でそういったことがあるということで、全国の協議会としても、今申し上げましたような今までの要望に加えて、保険料については高齢者の生活環境を十分把握した上で、保険料負担の軽減などを設定するとともに、その見直しに当たっては過度の負担や急激な変化とならないよう十分に配慮をし、実施に当たっては国による丁寧な説明と周知を行い、国民の混乱を招かないように進めてほしいという要望をしてきているところでございます。

それで、今後については、予算化という形でこれが示されることになるのではないかなというふうに思っておりますけれども、私どもは、今まで申し上げたように、負担は過度にならないようお願いしたいという流れで来ておりますが、今申し上げました激変緩和等も含めて、その状況を見ながら、また適切な要望等も行っていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（金丸和史君） 今井総務課長。

○総務課長（今井典史君） 私からは、保険料軽減特例の廃止に係る影響についてお答えをいたします。

保険料軽減特例措置につきましては、現在、均等割額7割の軽減対象を8.5割、または9割に上乘せする軽減措置、また被保険者の元被扶養者に対して均等割額を2年間5

割軽減するものを期間限定なしで9割軽減とする上乘せ措置、また、年間所得が58万円以下の低所得者に対して所得割額を5割軽減する措置という3つの特例措置がなされておりまして、重複をして適用を受けている方もおりますので延べ数になりますが、合計で32万7,384人が影響を受けます。額としましては、3つの合計で約25億6,300万円の影響が本県において見込まれているところでございます。

○議長（金丸和史君） 野中眞弓議員。

○52番（野中眞弓君） 連合長の答弁の中で、大きな混乱が起きないように、それから負担が急激にならないようにというようなことがあります。まだ具体的には出ていないから、はっきりは言えないかもしれませんが、国がきっぱりやってきたときに、県独自で対策をとるといふようなことは考えられるのでしょうか。

○議長（金丸和史君） 鈴木事務局長。

○局長（鈴木一郎君） 県独自での軽減対策についてのご質問ですけれども、現在の軽減対策につきましては、本則部分、7割、5割、2割につきましては、その分を県と各市町村から負担金という形でいただいております。上乘せの現在問題になっております特例措置につきましては、全額国庫負担という形で国から交付されておるということで、さらなる上乘せをするということになりますと、それについては現状、制度がございませんので広域連合の負担になるということ、結論的には保険料で負担するか、各市町村から拠出してもらうかということになると思いますので、それについては今後議論されることになろうかと思っております。

以上でございます。

○議長（金丸和史君） 野中眞弓議員。

○52番（野中眞弓君） 保険料を決めるときに、県の安定化基金を取り崩す、取り崩さないということが論議されました。他県では、この安定化基金を保険料軽減に繰り入れていくというところもあるやに聞いております。あと1年半あるわけですから、県の安定化基金を使うというのは、県が繰り入れる、援助をするというような意味合いもありますので、安定化基金の利用ということも、1年半の間で県に働きかけ、制度化するような考えというのはできないのでしょうか。

○議長（金丸和史君） 今井総務課長。

○総務課長（今井典史君） 昨年、保険料を策定したときに県の財政安定化基金の活用についていろいろとお話しさせていただいたところでございますが、こちらについては、

本来としましては医療給付の急激な増加等に対応するために設けられた基金でございまして、過去に、この制度の存続が不明であった時代に、保険料の上昇を抑制するためにも活用していいということで、その活用が全国的になされたものでございますが、本県につきましては、千葉県と昨年度も協議をいたしまして、この財政安定化基金を本来の医療給付増のために使わず、保険料の抑制のために今使ってしまうと、また次回、その使った分というのを積増しをして、その分保険料をまた上げざるを得ないということで、循環的に余りよろしくない循環になってしまう。これは本来の目的である医療給付の増加等に対応するために使うべきであろうということで交付を受けなかったという経緯がございまして、来年また保険料の改定に伴って県と改めて協議はいたしますけれども、なかなか現状変わらない今、この保険料の上昇抑制のために安定化基金を使うという方向性については、現段階で県と協議する中では厳しいのかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（金丸和史君） 次に移ります。

通告順に従い、谷岡 隆議員。

〔14番 谷岡 隆君 登壇〕

○14番（谷岡 隆君） 習志野市の谷岡 隆です。一般質問を行います。

第1に、後期高齢者医療制度の被保険者の保険料の負担軽減、国の財政措置などについて、今年度、全国後期高齢者医療広域連合協議会または千葉県後期高齢者医療広域連合から国に対して出した要望について伺います。

第2に、千葉県における滞納処分の執行停止処分の状況について伺います。

第3に、これは野中議員と重なってしまうんですが、再質問の関係もありますので通告どおり質問いたしますが、後期高齢者の低所得者に対する保険料軽減措置の見直しについて、9割軽減が縮小、廃止されると、各市町村及び住民は大きな打撃を受けることになります。広域連合として反対すべきと考えますが、広域連合長の見解を伺います。

以上で第1回目の質問といたします。

○議長（金丸和史君） 答弁願います。志賀広域連合長。

○広域連合長（志賀直温君） 谷岡議員からの軽減特例措置の見直しについて、千葉県の広域連合として反対すべきではないかということで見解を求められましたので、改めて先ほどと同じ答弁になりますがお答え申し上げます。

まず、この保険料の軽減特例措置につきましては、平成20年度の制度施行に当たり、経過的な負担軽減のため、毎年度国の予算によりさらなる保険料の軽減措置が実施されてきている状況でございました。また、国においては、その2年後、平成22年12月の高齢者医療制度改革会議の最終取りまとめにおいて、低所得者の保険料軽減の特例措置について負担の公平を図る観点から、国保の軽減措置との整合性を踏まえて段階的に縮小すべきであるという提言がなされ、その後、議論が行われてきているところでございました。

私ども千葉県の広域連合としては、これまで全国後期高齢者医療広域連合協議会を通じて特例措置の継続と恒久化について要望を国にしてきたところでございます。今年になりましてから、先ほども申し上げましたが、6月24日に、この見直しを検討するという閣議決定がされ、その段階で私どもは国へ全国協議会を通じて要望を出しておりましたが、10月15日には社会保障審議会の医療保険部会、ここで特例措置については廃止するということが決定をされたということで報道になりました。

先ほど、その前というふうに私は間違えて申しましたが、その後でございます。11月になってからでございますが、国のほうへ全国協議会のほうから要望を出してございまして、これはやはり継続的な制度としていくということが骨子になってございまして、増大する高齢者医療の負担のあり方については、国によって被保険者、現役世代、事業所、自治体等におけるベストミックスを図って、幅広い国民の理解と納得が得られるように努めるということ、そして、保険料につきましては、高齢者の生活環境を十分把握した上で保険料負担の軽減などを設定するとともに、その見直しに当たっては、過度の負担や急激な変化とならないように十分に配慮をし、実施に当たっては国による丁寧な説明と周知を行い、国民の混乱を招かないように進めることという要望、ほかにもございますが、特例措置についてはこのような考え方の中で要望を行ったところでございます。

今後の中で国として予算の形で方針が出されるというふうに思っておりますけれども、それに対して、また必要な部分については千葉県としても声を上げていきたいというふうに思っているところでございます。

以上です。

○議長（金丸和史君） 今井総務課長。

○総務課長（今井典史君） 私からは、谷岡議員からご質問がありました滞納処分の執行

停止処分に係る質問についてお答えいたします。

滞納処分の執行停止につきましては、市町村との役割分担の中、保険料の徴収事務を行っている市町村におきまして、主に生活保護の適用を受けている場合などに適切な処理がなされているというふうに考えておりますが、広域連合におきまして具体的な状況につきましては確認をしておりません。

以上でございます。

○議長（金丸和史君） 谷岡 隆議員。

○14番（谷岡 隆君） まず、滞納処分については各市町村に任せているということですが、これはやはり全県的に75歳以上の高齢者の方々がどういう状況に置かれているのか、こういった場合に各市町村が滞納処分を対応されているのか、実態を把握する上で、県でも各市町村の取組について把握をしていただきたいと、これは要望としておきます。

次に、これは野中議員も指摘されたとおり、今回の軽減措置の廃止の方向、これは本当に各自治体の高齢者、特に低所得者層に大きな打撃を与えるものであって、これが実際実施されとなれば大きな問題になります。このことも含めて、後期高齢者医療制度については、私、いろいろな人と話をしましたが、保守、革新を問わず、さまざまな市町村の議員がこの先のことについて、被保険者の負担も含めて危惧されているところです。今回は特に9割軽減についての質問に絞らせていただきますが、今回の国の動向を踏まえて、他の都道府県ではどのように対応しようとしているのか。当然、従来の措置を継続してほしいという要望は多くの都道府県からも出ているものとは思いますが、仮に国がこのまま進んでしまうということになると、各都道府県独自の対応を迫られる部分もあるかと思えます。それについて動向をつかんでいるかどうか伺います。

○議長（金丸和史君） 鈴木事務局長。

○局長（鈴木一郎君） 今回の特例軽減の廃止の方針について、他の都道府県の広域連合の動向はどうかという再質問ですが、正直言って、私どもでは、現時点で他の広域連合がどのように対応するかという状況はつかんでおりません。実態としては、先ほど広域連合長から話があったように、今年度の秋の要望の中でも各県から、この特例措置については基本的には残していただきたいんですけれども、仮に見直しがされる場合においても、いろいろと配慮していただきたいという趣旨の要望をしてきたということございまして、今後の動向については注視をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（金丸和史君） 谷岡 隆議員。

○14番（谷岡 隆君） それでは最後の質問となりますが、今の他の都道府県の広域連合の動向については、また次の定例会でもお伺いしたいと思いますので、本来であれば、国が少なくともこの制度については継続をしていくと、それを千葉県としても他県の広域連合も国に強く要望して、国の姿勢を変えさせていくということが必要だと思います。しかし、どうしても国の流れが変わらないということになった場合には、やはり千葉県独自の対応というの也要えなければいけない場面も出てくるかと思っておりますので、それについては今後、他の都道府県の動向について独自の対応とかを考えていないのかどうかについて情報収集に努めていただきますよう要望いたします。

あとは、先ほどの野中議員の質問にもありましたが、千葉県独自の対応として県の財政安定化基金の活用という提案がありました。これは全ての県内の市町村にかかわることですので、この財政安定化基金の活用だけでなく、その他の手法、私も行政の担当者ではないので、どういった手法があるかというのは、なかなかこちらから提案するということはできませんが、やはり特に低所得の75歳以上の高齢者の負担軽減のために行われているものでありますから、どうしても国がその方向でいくのであれば、やはり県として他の手法、他の財源措置も考えながら9割軽減を継続していけないかどうか、ぜひとも県のほうとも相談をして対応策を考えていっていただきたいと思っておりますが、最後の質問として伺います。

○議長（金丸和史君） 鈴木事務局長。

○局長（鈴木一郎君） 独自の対応についてのご質問でございますけれども、財政安定化基金につきましては、先ほど総務課長から答弁をしております。基本的には、これは県も関与してきている基金でございますので、県と調整を図る必要があろうと考えております。ただいまのご意見も斟酌しながら、今後の対応を検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（金丸和史君） 以上で一般質問を終了いたします。

◎閉会の宣告

○議長（金丸和史君） これにて、本議会に付議されました案件の審議は全部終了いたしました。

以上をもちまして、平成26年第2回千葉県後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉会します。

議員の皆様におかれましては、お忙しい中、誠にありがとうございました。

閉会 午後 0時17分

議 長 金 丸 和 史

署 名 議 員 大 多 和 秀 一

署 名 議 員 山 根 義 弘

議案等議決結果

議案番号	件名	議決年月日	議決の結果
議案第 1号	千葉県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任について	平成26年11月19日	同意
議案第 2号	千葉県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	平成26年11月19日	原案可決
議案第 3号	千葉県後期高齢者医療広域連合長期継続契約に関する条例の一部を改正する条例の制定について	平成26年11月19日	原案可決
議案第 4号	平成25年度千葉県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について	平成26年11月19日	認定
議案第 5号	平成25年度千葉県後期高齢者医療広域連合特別会計歳入歳出決算の認定について	平成26年11月19日	認定
議案第 6号	平成26年度千葉県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第1号)	平成26年11月19日	原案可決
議案第 7号	平成26年度千葉県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算(第1号)	平成26年11月19日	原案可決

